

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	町田市 予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は予防接種法及びその他法令に基づく予防接種の実施に関する特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

町田市情報セキュリティポリシー

1 目的

町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

評価実施機関名

町田市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	<p>町田市は、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から、対象者に対して、期日又は期間を指定して予防接種(定期の予防接種及び新型インフルエンザ等の予防接種、新型コロナウイルス感染症予防接種を指す。)の実施その他の必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るため、「予防接種法」及び「新型インフルエンザ等特別措置法」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種予防接種の案内 予防接種の接種対象者への接種勧奨を行う 2. 予防接種履歴の管理 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 3. 実費徴収に関する事務 予防接種にかかる自己負担金の免除を希望する者に対し、実費徴収の有無を決定する(B類疾病に関する予防接種に限る。))。 4. 給付の支給(予防接種法に基づく予防接種の場合) <ol style="list-style-type: none"> ①健康被害が生じた場合、住民(被害者)から健康被害の給付申請を受理 ②申請内容を本市で審議した後、申請書類等を国へ進達 ③健康被害が認定された場合は、被害者に対して給付金を支給 5. 給付の支給(予防接種法に基づかない予防接種の場合) <ol style="list-style-type: none"> ①健康被害が生じた場合、町田市予防接種事故災害補償規則に基づき、住民(被害者)に対して、補償金を支給 6. 接種券の作成 年齢・性別・個人接種歴から、必要な予防接種の接種券を作成 7. 予防接種証明書の作成 個人接種歴を使用して、予防接種証明書を出力 8. 各種統計の作成 各種統計を作成
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システム ・ワクチン接種記録システム(VRS) ・統合連携基盤 ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項(利用範囲)別表14の項(予防接種法) ・第9条第1項(利用範囲)別表126の項(予防接種法) ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10条(予防接種法) ・第67条の2(新型インフルエンザ等対策特別措置法)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定
②法令上の根拠	<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>番号法 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項(予防接種法) ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25(新型インフルエンザ等対策特別措置法)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2(予防接種法) ・第59条の2(新型インフルエンザ等対策特別措置法)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健所保健予防課
②所属長の役職名	保健所保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 法務課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:保健所保健予防課保健予防係、保健予防課臨時接種推進室 電話:042-725-5422(保健予防課保健予防係)、042-785-4199(保健予防課臨時接種推進室) FAX:050-3161-8634
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月16日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月16日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日命令第7号)第13条 ・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「予防接種法」が含まれる項(17項、18項、19項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日命令第7号)第13条及び13条の2 ・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「予防接種法」が含まれる項(16項の2、17項、18項、19項)	事前	
平成29年1月31日	5. 評価実施機関における担当部署	笠松 恒司	河合 江美	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	河合 江美	保健所保健予防課長	事後	
平成31年2月28日	IV リスク対策		追加	事後	
令和2年9月30日	II 1対象人数 いつ時点の計数か	平成26年7月25日時点	令和1年11月22日時点	事後	
令和2年9月30日	II 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年7月25日時点	令和1年11月22日時点	事後	
令和3年2月1日	個人のプライバシー等の権利利益保護の宣言	町田市は予防接種法における予防接種の実施に関する特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	町田市は予防接種法及びその他法令に基づく予防接種の実施に関する特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和3年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)、「予防接種法」に基づき以下の事務を行う。 1 予防接種実施対象者及び接種履歴の管理事務	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)、「予防接種法」、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき以下の事務を行う。 1 予防接種実施対象者及び接種履歴の管理事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1号(利用範囲)及び別表第1の10項(予防接種法) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日命令第5号)第10条	番号法第9条第1号(利用範囲)及び別表第1の10項(予防接種法)、93項の2(新型インフルエンザ等対策特別措置法) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日命令第5号)第10条	事前	
令和3年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日命令第7号)第13条及び第13条 ・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「予防接種法」が含まれる項(16項の2、17項、18項、19項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日命令第7号)第13条及び第13条 ・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「予防接種法」が含まれる項(16項の2、17項、18項、19項)及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(115項の2)	事前	
令和3年2月1日	II 1対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月22日時点	令和3年1月18日時点	事前	
令和3年2月1日	II 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月22日時点	令和3年1月18日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報保護ファイルと取り扱う事務 ②事務の概要	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)、「予防接種法」、「新型コロナウイルス等対策特別措置法」に基づき以下の事務を行う。</p> <p>1 予防接種実施対象者及び接種履歴の管理事務</p>	<p>町田市は、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から、対象者に対して、期日又は期間を指定して予防接種(定期の予防接種及び新型インフルエンザ等の予防接種、新型コロナウイルス感染症予防接種を指す。)の実施その他の必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るため、「予防接種法」及び「新型インフルエンザ等特別措置法」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を予防接種に関する事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 各種予防接種の案内 予防接種の接種対象者への接種勧奨を行う</p> <p>2. 予防接種履歴の管理 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>3. 実費徴収に関する事務 予防接種にかかる自己負担金の免除を希望する者に対し、実費徴収の有無を決定する(B類疾病に関する予防接種に限る。))。</p>	事前	
令和3年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報保護ファイルと取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システム ・ワクチン接種記録システム(VRS) ・統合連携基盤 ・中間サーバー 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1号(利用範囲)及び別表第1の10項(予防接種法)、93項の2(新型インフルエンザ等対策特別措置法) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日命令第5号)第10条	番号法 ・第9条第1項(利用範囲)別表第1の10(予防接種法) ・第9条第1項(利用範囲)別表第1の93の2(新型インフルエンザ等対策特別措置法) ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条(予防接種法) ・第67条の2(新型インフルエンザ等対策特別措置法)	事前	
令和3年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日命令第7号)第13条及び第13条 ・別表第2における情報照会の根拠第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「予防接種法」が含まれる項(17項、18項、19項)及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(115項の2)	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第2の16の2、17、18、19、(予防接種法) ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第2の115の2(新型インフルエンザ等対策特別措置法) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2(予防接種法) ・第59条の2(新型インフルエンザ等対策特別措置法)	事前	
令和3年12月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:保健所 保健予防課 電話:042-724-4239 FAX:050-3161-8634	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:保健所保健予防課保健予防係、保健予防課臨時接種推進室 電話:042-725-5422(保健予防課保健予防係)、042-785-4199(保健予防課臨時接種推進室) FAX:050-3161-8634	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	30万人以上	事前	
令和3年12月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和3年1月18日時点	令和3年4月1日時点	事前	
令和3年12月9日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月18日時点	令和3年4月1日時点	事前	
令和3年12月9日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事前	
令和3年12月9日	Ⅴ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書及び全項目評価書	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	4. 給付の支給(予防接種法に基づく予防接種の場合) ①健康被害が生じた場合、住民(被害者)から健康被害の給付申請を受理 ②申請内容を本市で審議した後、申請書類等を国へ進達 ③健康被害が認定された場合は、被害者に対して給付金を支給 5. 給付の支給(予防接種法に基づかない予防接種の場合) ①健康被害が生じた場合、町田市予防接種事故災害補償規則に基づき、住民(被害者)に対して、補償金等を支給 6. 接種券の作成 年齢・性別・個人接種歴から、必要な予防接種の接種券を作成 7. 予防接種証明書の作成 個人接種歴を使用して、予防接種証明書を出力 8. 各種統計の作成 各種統計を作成	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。 町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一の方針であり、情報セキュリティを実践することによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。	町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一の方針であり、情報セキュリティを実践することによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更 に該当しない
令和7年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 市政情報課	総務部 法務課	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更 に該当しない